

平成16年地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正

○長期継続契約（地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17関係）

- ・長期継続契約の対象となる契約の範囲を拡大

「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」

→「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」

※翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○随意契約（地方自治法施行令第167条の2関係）

- ・随意契約の対象となる契約の範囲の拡大

①「福祉関係施設等から地方公共団体の規則で定める手続により物品等を調達する契約」を追加

②「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約

(抜粋)「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」

(平成16年11月10日付け 各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知)

6 長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係(令第167条の17関係)

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。**
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。**
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。**

※当該通知は、地方公共団体の入札・契約手続に関し、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大等を内容とする地方自治法等の改正に際して、運用に当たっての留意事項等について周知することを目的とし、発出したもの。